



平成28年1月28日  
岡山市消費生活センター

# 電力小売り全面自由化便乗商法に注意して

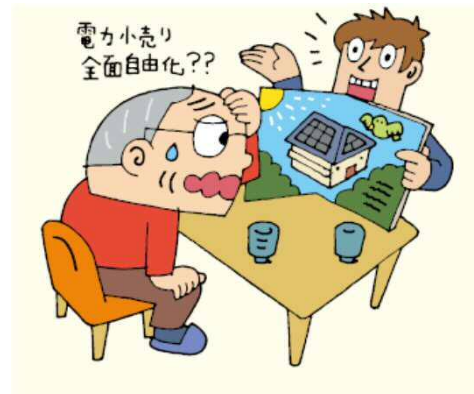
## 事例:

「2016年4月に電力料金が自由化になる。その前に太陽光発電システムを設置し、電気を売電すれば儲かる」と電話があり自宅で業者の説明を聞いた。

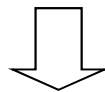
設置料金は200万円ほどでローンを組むと月々1万円の支払いという。

しかし、説明通りの売電金額が約束されているわけでもなく、年金暮らしの自分がローンを抱えることにも不安になった。

(60歳代 男性)



※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第243号より抜粋



## ★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- 電力の小売り全面自由化を口実にして、太陽光発電システムや、プロパンガス、蓄電池等の勧誘が行われています。
- 電力の契約は地域ごとの電力会社との契約でしたが、2016年4月からは小売り自由化により、多様な業種や業態の事業者の中から契約を選択できるようになり、今後さまざまな勧誘が行われることが予想されます。
- 電力小売り自由化に関しては、制度や条件などをしっかり情報収集し、よく理解しておくことが必要です。
- 不安に思ったときは、消費生活センター等にご相談ください。  
(消費者ホットライン188)。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分